第十九条の二　削除

（国際連携調整推進官）

第二十条　企画部に、国際連携調整推進官一人を置く。

2　国際連携調整推進官は、技術に関する渉外に関する事務のうち、国際機関、国際会議及び外国の行政機関その他の関係機関に関する事務の調整に関するもの（防災・地理空間情報企画センター及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（企画部に置く課）

第二十一条　企画部に、次の五課を置く。

企画調整課
防災課
技術管理課
測量指導課
国際課

（企画調整課の所掌事務）

第二十二条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　技術に関する渉外に関すること（防災・地理空間情報企画センター、地理地殻活動研究センター及び国際連携調整推進官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（防災課の所掌事務）

第二十三条　防災課は、国土地理院の所掌事務に関する防災に係る事項の企画及び立案並びに総括に関する事務（防災・地理空間情報企画センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（技術管理課の所掌事務）

第二十四条　（略）

（測量指導課の所掌事務）

第二十五条　（略）

（削る）

第二十七条　削除

第二十八条　削除

（防災・地理空間情報企画センターの所掌事務）

第五十八条　防災・地理空間情報企画センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土地理院の所掌事務に関する防災に係る事項のうち、情報通信システム及び緊急災害対策派遣隊に関する企画及び立案並びに総括に関すること。

二　技術に関する事項のうち、地理空間情報及び測量に関する渉外に関する事項（企画部及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）の総括に関すること。

三　地理空間情報及び地理情報システムの整備及び利用に関する事項の企画及び立案並びに総括に関すること。

（地理空間情報政策調整官）

第十九条の二　（略）

（国際連携調整推進官）

第二十条　企画部に、国際連携調整推進官一人を置く。

2　国際連携調整推進官は、技術に関する渉外に関する事務のうち、国際機関、国際会議及び外国の行政機関その他の関係機関に関する事務の調整に関するもの（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（企画部に置く課等）

第二十一条　企画部に、次の五課及び一室を置く。

企画調整課
技術管理課
測量指導課
国際課
地理空間情報企画課
防災推進室

（企画調整課の所掌事務）

第二十二条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　技術に関する渉外に関すること（地理地殻活動研究センター及び国際連携調整推進官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（新設）

（技術管理課の所掌事務）

第二十三条　（略）

（測量指導課の所掌事務）

第二十四条　（略）

第二十五条　削除

（地理空間情報企画課の所掌事務）

第二十七条　（略）

（防災推進室の所掌事務）

第二十八条　（略）

（新設）